

広島県告示第三百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定によって、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定した。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿二丁目一番二号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区新宿二丁目一番二号 白鳥ビル二階（本社）

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号 第二矢島ビル五階B（池袋事務所）

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 カメイ仙台グリーンシティ四階（東北事務所）

務所）

福島県郡山市中町一一番五号 やまのいビル一〇〇三号室（福島事務所）

神奈川県横浜市西区北幸二丁目一〇番三九号 日総第五ビル三階（神奈川県事務所）

愛知県名古屋市中区錦一丁目一七番一三号 名興中駒ビル九階（愛知事務所）

島根県松江市中原町六番地（山陰事務所）

愛媛県松山市三番町七丁目一三番地一三 ミツネビルディング六〇四号室（愛媛事務所）

）

長崎県長崎市万才町六番三三三号 高木ビル五〇一号（長崎事務所）

宮崎県宮崎市川原町五番一〇号 ミネックス川原八階（宮崎事務所）

鹿児島県鹿児島市中央町九番一〇号 創夢第一ビル四階（南九州事務所）

沖縄県浦添市字城間三〇一九番地 座波建設ビル三〇八号室（沖縄事務所）

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号 カーニープレイス佐賀七〇四号室（佐賀事務所）

所）

広島県広島市中区八丁堀一五番六号 広島ちゅうぎんビル七〇四―二号室（広島事務所）

）

三 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十四年六月一日